

遺言書保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記入すべき方について

遺言書保管申請書 3 ページの【受遺者等・遺言執行者等欄】は、遺言書の中で「受遺者等・遺言執行者等」を記載されている場合に、必ず記入する必要があります。

どのような記載が「受遺者等・遺言執行者等」に当たるかは、以下の例を参考にしてください。

以下の例に掲載されていないものについては、4 ページを参考にしてください。

遺言書の記載の一例

「遺言者は、遺言者が有する次の財産を、遺言者の長男 法務太郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。」

※相続人に財産を渡す場合に用いることのできる表現です。相続人以外の方に財産を渡す場合には、下の「遺贈する」の例を参考にしてください。

「相続人」に該当するのがどなたかについては、3 ページをご覧ください。

【受遺者等・遺言執行者等欄】

【受遺者等・遺言執行者等欄】への記入は、不要です。

「遺言者は、遺言者が有する次の財産を、民事一郎（昭和〇年〇月〇日生）に遺贈する。」

※相続人、相続人でない方、いずれに対して財産を渡す場合であっても用いることのできる表現です。

遺贈を受ける方は「受遺者等」に当たりますので、【受遺者等・遺言執行者等欄】に記入する必要があります。

※この記載の場合、財産を受ける方が相続人であっても、「受遺者等」に当たります。



次ページに続く

遺言書の記載の一例

「遺言者は、□□家の**祭祀承継者**を長男□□太郎（昭和〇年〇月〇日生）に指定する。△△霊園の墓地の永代使用権及び墓石、仏壇、位牌のほか、祭祀に必要な財産を□□太郎に相続させる。」

「本遺言の**遺言執行者**に長男法務太郎（昭和〇年〇月〇日生）を指定する。」

※遺言執行者とは、遺言の内容を実現するために必要な手続をする者のことです。

【受遺者等・遺言執行者等欄】

祭祀承継者は、「**受遺者等**」に当たりますので、【受遺者等・遺言執行者等欄】に記入する必要があります。

「**遺言執行者等**」に当たりますので、【受遺者等・遺言執行者等欄】に記入する必要があります。

（注）**予備的に記載されたもの**（受遺者等・遺言執行者等が遺言者より先に亡くなった場合に備えて、次順位の受遺者等・遺言執行者等を定めるもの）についても、【受遺者等・遺言執行者等】欄に**記入する必要があります**。

遺言書の記載の一例

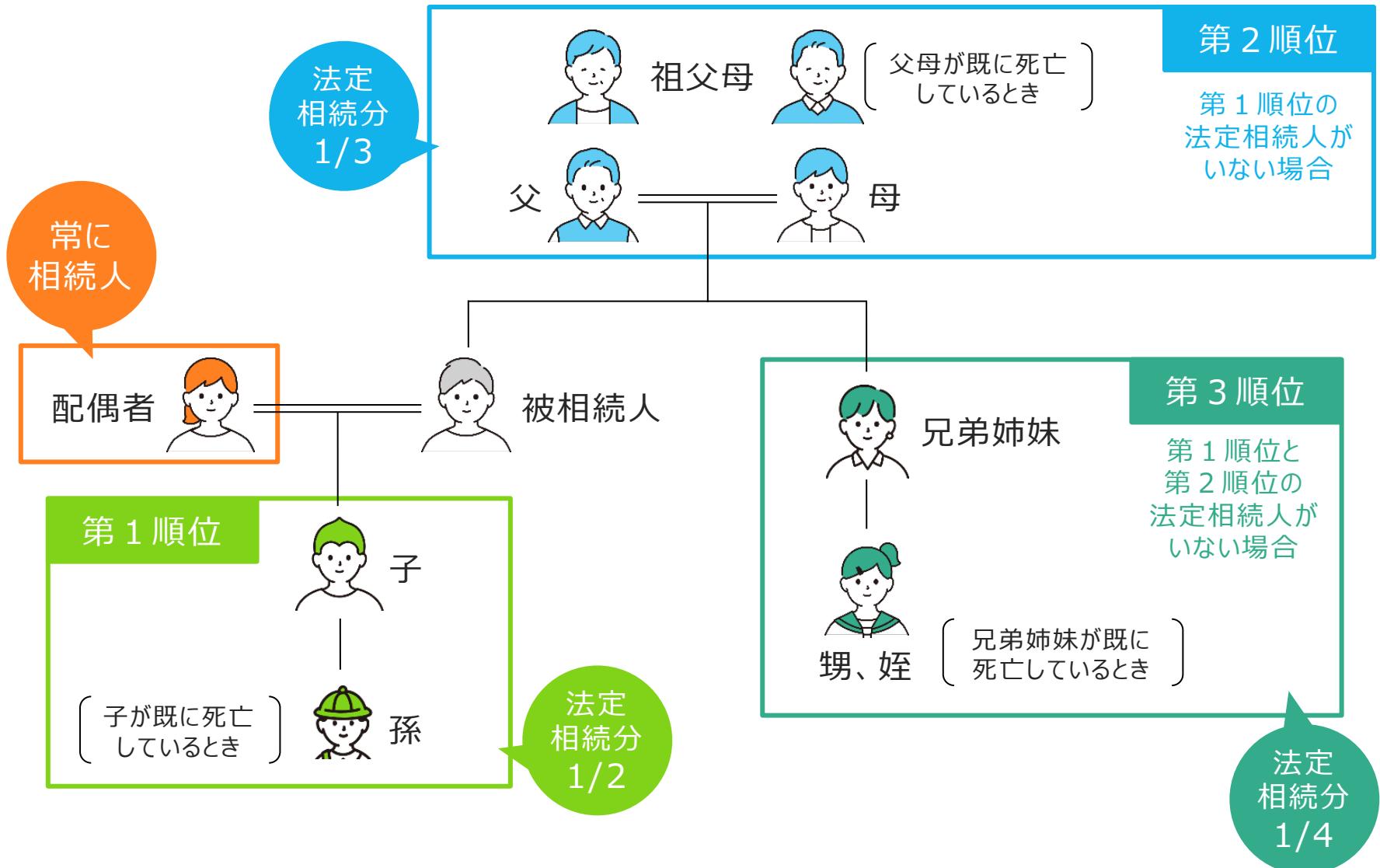
「遺言者は、遺言者が有する次の財産を、民事一郎（昭和〇年〇月〇日生）に遺贈する。**ただし、遺言者の死亡以前に民事一郎が亡くなった場合には、民事花子（平成〇年〇月〇日生）に遺贈する。**」

【受遺者等・遺言執行者等欄】

予備的な受遺者等・遺言執行者等についても、【受遺者等・遺言執行者等欄】に**記入する必要があります**。左の例の場合、民事一郎と民事花子の両方について、記入する必要があります。

参考：相続人とは

以下の方が法定相続人に該当します。



参考：受遺者等・遺言執行者等の詳細

法令上(※)、受遺者等・遺言執行者等には、以下の方が該当することが定められています。

(※) 法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)第9条第1項第2号・第3号、法務局における遺言書の保管等に関する政令(令和元年政令第178号)第7条・第8条、法務局における遺言書の保管等に関する省令(令和2年法務省令第33号)第47条

〈受遺者等〉

- ・受遺者
- ・民法第781条第2項の規定により認知するものとされた子(胎内に在る子にあっては、その母)
- ・民法第893条の規定により廃除する意思を表示された推定相続人(同法第892条に規定する推定相続人をいう。以下同じ。)又は同法第894条第2項において準用する同法第893条の規定により廃除を取り消す意思を表示された推定相続人
- ・民法第八百九十七条第一項ただし書の規定により指定された祖先の祭祀を主宰すべき者
- ・国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第17条の5第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第37条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・信託法(平成18年法律第108号)第3条第2号に掲げる方法によって信託がされた場合においてその受益者となるべき者として指定された者若しくは残余財産の帰属すべき者となるべき者として指定された者又は同法第89条第2項の規定による受益者指定権等の行使により受益者となるべき者



次ページに続く

＜受遺者等（続き）＞

- ・保険法（平成20年法律第56号）第44条第1項又は第73条第1項の規定による保険金受取人の変更により保険金受取人となるべき者
- ・国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）以外の法令において引用し、準用し、又はその例によることとされる同法第17条の5第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第13条第3項の規定により遺族扶助金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第10条の5第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和28年政令第62号）第11条第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第9条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）第13条第3項の規定により遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・証人等の被害についての給付に関する法律施行令（昭和33年政令第227号）第12条第3項の規定により遺族給付一時金を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第43条第2項の規定により遺族補償を受けることができる遺族のうち特に指定された者



次ページに続く

＜受遺者等（続き）＞

- ・船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第63条第2項の規定により遺族手当を受けることができる遺族のうち特に指定された者
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第9条第2項第8号の規定により指定された特定配偶者等支援金を受けることができる遺族のうち特に指定された者

＜遺言執行者等＞

- ・民法第1006条第1項の規定により指定された遺言執行者
- ・民法第830条第1項の財産について指定された管理者
- ・民法第839条第1項の規定により指定された未成年後見人又は同法第848条の規定により指定された未成年後見監督人
- ・民法第902条第1項の規定により共同相続人の相続分を定めることを委託された第三者、同法第908条の規定により遺産の分割の方法を定めることを委託された第三者又は同法第1006条第1項の規定により遺言執行者の指定を委託された第三者
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）第75条第2項の規定により同条第1項の登録について指定を受けた者又は同法第116条第3項の規定により同条第1項の請求について指定を受けた者
- ・信託法第3条第2号に掲げる方法によって信託がされた場合においてその受託者となるべき者、信託管理人となるべき者、信託監督人となるべき者又は受益者代理人となるべき者として指定された者
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）第116条第2項ただし書の規定により同条第1項の請求についてその順位を別に定められた者